

# 下水道受益者負担金について

★下水道課 ☎21146

公共下水道は、一般の公共施設（道路・公園）とは違い、利用できる人が限られています。このため、下水道を税金だけで整備すると、下水道が利用できない人たちも建設費を負担することになるため、公平な負担とはいえません。そこで、下水道を利用できる人たち（受益者）が建設費の一部を負担することによって、下水道は整備されています。

ここでは、下水道受益者負担金について説明します。

## 負担金Q&A

**Q** 負担金はだれが納めるのですか？

**A** 整備区域内のすべての土地の対象となり、その土地の所有者又は権利者に負担金を納めていただきます。

**Q** 負担金の額はどれくらいですか？

**A** 土地の面積に、1㎡当たり300円をかけた金額になります。

**Q** 負担金の納付方法は？

**A** 負担金は、算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4期の納期に分けて納付していただきます。納付書は、6月初旬に受益者に送付します。

なお、一括で納めることもできます。一括納付の場合、年度の最初の納期内に限り、納付する年数・金額に応じて一括納付報奨金が交付されます。（実際には、報奨金を差し引いた金額で納付することになります。）

※納付は、口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

**Q** 負担金の納付が免除される制度はありますか？

**A** ありません。ただし、農地等（田・畑・山林等の現況にある土地）は、宅地として利用するまでの期間、70%を猶予することができます。納付の猶予には、「徴収猶予申請書」の提出が必要です。

**Q** 受益者が変わったときは、どうなりますか？

**A** 負担金を納付中に、相続や売買などの理由で受益者に変更があった場合は、速やかに下水道課へ届け出てください。受益者の変更には、「受益者異動申告書」の提出が必要です。

届出のあった日以前にかかる負担金は、前の受益者に負担していただくこととなります。



## 農業集落排水処理施設への接続はお済みですか

農業集落排水処理施設が整備されている地域にお住まいで、接続がお済みでない家庭は、早めの接続をお願いします。

また、すでに接続し使用を開始している家庭では、次のことにご注意ください。

- ① 転入、転出、出生、死亡等で使用人数が増減した場合は、「農業集落排水処理施設使用人数変動届出書」の提出が必要です。
- ② 建物の改築等で、宅内配管に変更が生じる場合は、「農業集落排水設備計画確認申請書」の提出が必要です。
- ③ 取付マスを新たに設置する場合は、受益者分担金を納めていただくこととなります。

## 新たに下水道の利用ができる区域

4月から次の区域で公共下水道が利用できます。

- 本庄4丁目の一部
- 若泉1丁目の一部
- 若泉2丁目の一部
- けや木1丁目の一部
- けや木2丁目の一部
- 西五十子の一部
- 児玉町八幡山の一部
- 児玉町児玉の一部
- 本庄早稻田駅周辺土地区画整理事業地内の一部（北堀の一部、西富田の一部、東富田の一部）



※早めの接続をお願いします。下水道接続工事については、本庄市指定下水道工事店に依頼してください。

# 子ども医療特集

小学生以下のお子さんの保護者のみなさんへ

★保険課 ☎ 1116  
市民福祉課 ☎ 1331  
(内線 315)

## 転入届や出生届が済んだら 子ども医療費の手続きも忘れずに

市では、市内に住所がある子どもを対象に、健康保険適用の医療費等を支給しています。この制度を利用するためには、保護者による事前の登録が必要です。原則として、登録申請をした日から支給の対象となりますが、誕生日や転入日の翌日から15日以内に申請すると、誕生日や転入日から支給の対象となります。

登録が済んでいない人は、保険課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所1階）でお早めに申請してください。

**登録申請に必要なもの** ①対象となる子どもの健康保険証 ②申請者名義の通帳 ③印鑑（朱肉を必要とするもの）

※健康保険の加入手続き中で、保険証がお手元にならない場合は、仮の登録申請をお願いします。

## 「子ども医療費」の適正化にご協力ください

子ども医療費は、保護者のみなさんの負担分を大切な税金で支払っています。

次の点に注意して、「子ども医療費」の適正化にご協力ください。

- 緊急時以外は、平日昼間の診療時間内に受診しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
- ジェネリック医薬品の使用について、医師・薬剤師に相談してみましょう。
- 急な病気で心配な時は、病状について電話相談やインターネットで調べてみましょう。

## いざという時はこちらにご相談を！

■ **埼玉県小児救急電話相談** ☎ # 8000（プッシュ回線・携帯電話からもかけられます。）

休日・夜間のお子さんの急病時に、家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師への電話による相談ができます。

<相談時間> 月～土曜日 午後7時～11時 日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後11時 ※[# 8000] でつながらない場合には ☎ 048-833-7911 へおかけください。

■ **埼玉県救急医療情報センター** ☎ 048-824-4199（24時間対応） 救急車を呼ぶほどではないが、緊急に受診が必要なとき、受診が可能な医療機関を案内します。

■ **児玉郡市広域消防本部** ☎ 0495-24-1119（24時間対応） 救急車を呼ばなくても病院等へ行くことができる場合、診療可能な医療機関を案内します。（圏域外の医療機関を案内することもあります。）

■ **「こどもの救急」ホームページ** 生後1か月～6歳のお子さんを対象に、診療時間外に病院を受診するべきかどうか、判断の目安を提供しています。ホームページアドレス [http://kodomo-qq.jp/]



# 歯周疾患検診を受けましょう

歯周病は、知らないうちに進行し、症状が進むまで気がつきにくい病気です。痛みや出血などの自覚症状が出る頃には悪化していることがあり、歯を失ったり、全身の健康に影響を及ぼしたりすることがあります。

早期に発見し、治療や予防をするためにも、ぜひこの機会に検診を受けましょう。

**期間** 5月2日(月)～平成24年3月31日(土)

**場所** 実施歯科医院

※実施歯科医院について詳しくは、市ホームページ又は本庄市保健センターでご確認ください。

**対象** 今年度中に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる人

**用意** 健康保険証 **費用** 無料

**申込** 実施歯科医院に予約のうえ、受診

★本庄市保健センター ☎ 2003

## 健康は歯から！

### レッツ！歯周疾患検診

①対象年齢かどうか確認しましょう。

<今年度の対象者>

40歳	昭和46年4月2日～47年4月1日生まれ
45歳	昭和41年4月2日～42年4月1日生まれ
50歳	昭和36年4月2日～37年4月1日生まれ
55歳	昭和31年4月2日～32年4月1日生まれ
60歳	昭和26年4月2日～27年4月1日生まれ
65歳	昭和21年4月2日～22年4月1日生まれ
70歳	昭和16年4月2日～17年4月1日生まれ

②実施歯科医院に予約しましょう。無料で検診・歯科指導が受けられます。

